

< 交付申請時 基本情報入力シート >

提出は不要です。

1. **【確認】**
この交付申請様式のデータは次の事業です。

事業名	平成30年度地域型住宅グリーン化事業
事業の種類	長寿命型(長期優良住宅)

<交付申請時 基本情報入力シート>は、交付申請の各様式に基本情報を反映させる入力シートになります。このシートは提出不要です。

間違いありませんか？

事業者番号の左側4桁と同じです

2. **【確認】**
交付申請書類は、対象住宅毎に作成していただきます。
この入力シートの提出は不要です。

長寿命型の基本情報入力シートになります。

3. **【入力】**
最初に色が付いた部分に各項目の情報を正しく入力してください。入力した情報は、交付申請の各様式上部に反映されます。

実施支援室からグループ事務局にご案内する事業者番号「00##●####」を記入して下さい。●：B又はTとなります。

グループ番号(下4桁の数字)	0999
事業者番号	
アルファベット(「B」または「T」)	B
アルファベットの次の5桁の数字	01234
施工事業者	
法人・個人事業主等の名称	株式会社〇〇工務店
代表者の氏名	長持 太郎
建築主名※	ナガク スミオ、ナガク クラシコ 長久 住雄、長久 暮子

法人・個人事業主等の名称、代表者名は、適用申請書に記載された内容と同様に記入して下さい。特に漢字の間違えに注意して下さい。(旧字などに注意)
住所を含め適用申請書の記載事項と異なる場合は計画変更の手続きを行ったうえシートへ入力して下さい。

※連名の場合は併記、法人の場合は「名称、代表者の役職及び代表者名」を入力。
※売買の場合は「**売買**」との文字の記入とスペースを入れてから「**物件名**」を入力。

共同実施規約(様式3・3-2)は情報が反映されません。共同実施規約の建築主欄は入力して下さい。

4. **【再確認】**
入力が終わりましたら、上記で入力した事項が正しいかも一度確認してください。

5. **【留意事項】**
※ 交付申請後に、上記に入力した交付申請番号や様式内の記載事項の誤記が見つかった場合は、入力情報を修正のうえ再提出していただきます。
※ 各様式は、修正液、修正テープ等により修正や、訂正印を用いての修正はできません。

「請負契約書」において建築主が連名の場合は、必ず連名にて申請を行って下さい。
「売買契約」での交付申請は売買に物件名まで加えて入力を行って下さい。
例「売買 ×××…A棟」

アルファベットEJordTELL 交付申請時期

事業者番号 0999 B 01234 第 1 期

申請日 平成 30 年 8 月 2 日

入力シートへ入力した事業者番号が反映されます。

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿


平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書

平成30年度地域型住宅グリーン化事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程第5の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。申請にあたっては、交付申請者及び対象住宅の建設に関する法令を遵守することに間違いありません。

なお、下記の申請代理人を代理人と定め、平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金の交付申請等の手続きに関する一切の権限を委任します。

記

1. 交付申請者

法人・個人事業主等の名称	株式会社〇〇工務店		法人印 個人事業主の場合は実印
代表者	氏名 長持 太郎	役職等 代表取締役	
住所	〒 162 - 0 × × × 東京 都道府県 新宿区神楽坂 1 丁目 × × 番地 〇〇ビル 6 階		
社会保障・税番号制度法人番号(13桁)	1 * * * * * 9 0 1 2 3 → 次のURLで検索、印刷ができます。 http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/		

2. 交付申請する住宅の建築主

氏名	フリガナ ナガク スミオ、ナガク クラシコ 長久 住雄、長久 暮子
----	--------------------------------------

※連名の場合は併記、法人の場合は「名称、代表者の役職及び代表者名」を記載、売 号棟)を併記。

3. 交付申請額

150 万円

1 住戸の交付申請額です。様式6の交付申請額と同額になります。(単位: 万円)

4. 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分 (様式6のとおり)

5. 補助事業の概要 (様式5のとおり)

工事請負契約の契約締結日を記入して下さい。売買は未記入。

6. 工事請負契約の締結日

平成 30 年 8 月 1 日



※請負契約の場合に記入

7. 事業の完了日

平成 30 年 12 月 15 日

※事業完了日
事業完了(支払い全額精算且つ引渡し)日、または完了実績報告提出期限のいずれか早い日を記入して下さい。契約書記載の完了日と相違しても問題ありません。

申請代理人

代表者	グループの名称 〇〇木造住宅供給協議会	代表者印/担当者印
代表者	代表者 長期 一郎	
代表者	代表者所属先 株式会社長期住建	
事務局担当者	グループ事務局事業者名 株式会社長持建設	
事務局担当者	事務局担当者名 優良 二郎	
事務局担当者	住所 〒 162 - 0 × × × 東京 都道府県 新宿区神楽坂 2 丁目 × × 番地	

(注意事項)
1. 交付申請書は、1住戸につき1枚作成してください。
2. 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。(提出書類共通)

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

交付申請を提出する受付時期を記入して下さい。

グループ事務局に提出する日付です。

入力シート(交付)へ入力された情報が反映されます。
役職・住所は入力して下さい。
適用申請書の記載事項と異なる場合は計画変更の手続きを行って下さい。

法人 = 会社の代表者印
個人事業主 = 実印
* 印鑑登録証明書(原本)も必要となります。但し、マイナンバーが記載されていないものに限りです。

法人の場合、「国税庁法人番号公表サイト」より法人番号を検索のうえ記入して下さい
* 検索画面の写しも必要となります。

個人事業主の場合は、未記入としてください。印鑑登録証明書(原本)を以って確認証明と致します。

入力シート(交付)へ入力した建築主名が反映(フリガナ含む)されます。

様式1に使用した印と同じ印を使用して下さい。

事務局担当者の印

交付申請者にて記入して下さい。

様式2は、補助申請事業者より補助金交付申請にあたり「本事業の要件遵守、マニュアル等に記載された事項に適合、建設関連法規を遵守」等の確約宣言とグループ事務局への交付申請手続きの申請代理を委ねる書式を兼ねています。

H30年度より補助事業者が作成する全ての交付申請書においてグループ事務局の訂正印による修正作業は一切不可となります。

事業者番号 0999 B 01234 長久 住雄、長久 暮子

平成30年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

＜請負契約による住宅・建築物用＞

(要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、平成30年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。

甲、乙及び丙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ホ)の全ての事項について、了解したものとする。

(イ) 本補助金の補助対象となる住宅・建築物について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)

(ロ) 本補助金を受けた住宅・建築物については、注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ハ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと

(ニ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと

(ホ) 提出した個人情報は、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(申告)

第2条 甲及び乙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。なお(ロ)及び(ハ)については、乙にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 平成27年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと
甲 有り 無し 乙 有り 無し (有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること
甲 有り 無し 乙 有り 無し

(ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等に該当すること
 該当する(三者見積を提出) 該当する(設計原価による申請(第5項ただし書きによる)) 該当しない

2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲及び乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲及び乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続きを共同して行う。

2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して乙が行うものとする

3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に乙に送付される「額の確定通知書」に記載されている額

(不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる本補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

甲、乙及び丙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を3通作成し、それぞれ保管するものとするとともに、乙が実施支援室に写しを届け出ます。

平成30年 8 月 2 日

<p>【甲】建築主</p> <p>住所 東京都新宿区神楽坂15</p> <p>氏名 長久 住雄</p> <p>住所 東京都新宿区神楽坂15</p> <p>氏名 長久 暮子</p> <p>住所</p>	<p>【乙】施工事業者</p> <p>住所 東京都新宿区神楽坂1丁目×番地〇〇ビル6階</p> <p>名称 株式会社〇〇工務店</p> <p>代表者名 長持 太郎</p>	<p>【丙】グループ代表者</p> <p>グループ 〇〇木造住宅供給協議会の名称</p> <p>代表者 長期 一郎</p> <p>代表者 株式会社長期住建 所属先</p>
--	--	--

「請負契約書」と同じ印または実印を必ず使用して下さい。

様式2と同じ印を必ず使用して下さい。

様式1と同じ印を必ず使用して下さい。

提出は写しです。

入力シートへ入力した事業者番号・建築主名が反映されます。

「請負契約」による交付申請様式になります。
「売買」の交付申請様式は様式3-2となります。

該当する項目のチェックボックスにチェック☑を行って下さい。

設計原価による申請の場合は、利益相当分を様式6の補助対象外工事費へ計上して下さい。

「入力シート」では反映されません。建築主名・住所を記入して下さい。

「入力シート」へ入力した施工事業者・代表者が反映されます。住所のみ記入して下さい。

日付は契約締結日以降となります。

グループ名・代表者名・代表者所属先を記入して下さい。

様式3は、補助金交付申請から完了実績報告まで「建築主・施工事業者・グループ」3者共同により事業の実施について共同事業実施規約で確認しあい締結(署名・捺印)する書式です。

	事業者番号	0999 B 01234	長久 住雄 、 長久 暮子
<原本の提出>			
地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿			
「入力シート」へ入力した事業者番号・建築主名が反映されます。	交付申請者(施工事業者)【甲】 住所 東京都新宿区神楽坂1丁目××番地 〇〇ビル6階 名称 株式会社〇〇工務店 代表者 長持 太郎		
売買契約用です。	グループ代表者【乙】 グループの名称 〇〇木造住宅供給協議会 代表者 長期 一郎 代表者所属先 株式会社長期住建		
交付申請書一括届(様式1)、交付申請書(様式2)と同じ印を使用してください。↑			
平成30年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施による誓約書			
甲及び乙は、平成30年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、本誓約を互いに確認し、本誓約書の内容に従って補助事業を実施するものとして、乙が届け出ます。			
平成 30 年 8 月 1 日			
(要件等の確認)			
第1条 甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。 2 甲は、以下の(イ)から(ト)の全ての事項について、了解したものとす。 (イ) 本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、交付対象の要件に合致することを確認すること (ロ) 対象住宅の建設について、交付申請者が建設し買主と売買契約を締結すること (ハ) 本補助金の補助対象となる住宅(以下、「対象住宅」という。))について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない) (ニ) 本補助金を受けた住宅(以下、「住宅」という。))について善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと (ホ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことを行う。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならない (ヘ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと (ト) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること			
(申告)			
第2条 甲は、交付規程により制限される以下の(イ)及び(ロ)の事項への該当の有無について申告する。なお(ロ)については、その役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとします。 (イ) 平成27年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し (有りの場合の返還補助金の概要は別紙による) (ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し 2 前項の申告内容に虚偽等が存在することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、一切の意義を申し立てないものとする。			
(共同実施規約の締結等)			
第3条 甲及び乙は、買主が決定次第、すみやかに共同実施規約を締結し、甲は、完了実績報告から補助金の受領に至るまでの手続きを買主と共同して行います。			
(補助金の還元)			
第4条 甲は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより買主に還元します。 ※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に補助事業者に送付される「額の確定通知書」に記載されている額 (注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。			

提出は原本です。

「入力シート」へ入力した施工事業者・代表者が反映されます。住所のみ記入し様式2と同じ印を使用して下さい。

「入力シート」では反映されません。グループ名・代表者所属先・代表者名を記入し様式1と同じ印を使用して下さい。

「売買」による交付申請様式になります。「請負契約」の交付申請様式は様式3となります。

日付は、様式2の申請日以前の日付です。

該当する項目のチェックボックスにチェック☑を行って下さい。

様式3-2は、補助金交付申請から完了実績報告まで「施工事業者・グループ」2者による事業の実施及び買主が決定後に共同事業実施規約(様式3-3)を締結することを誓約(署名・捺印)する書式です。

事業者番号 0999 B 01234 長久 住雄、長久 暮子

対象住宅・建築物の敷地写真
採択日以降の着工前の写真

<写真撮影の留意事項>

- 敷地写真はカラーとし、**周辺の建物等を写し込んだ着工前(更地)の敷地全景**で**採択通知日以降に撮影**すること。
- 敷地写真は、**異なる場所(対角となる2方向)**から撮影した敷地全景を2枚貼り付けること。
- 写真には、**採択通知の番号※、建築主名(売買は物件名)、撮影日が明記された看板を写し込む**こと。
- ※採択通知の番号とは、採択通知書右上の「国住木第●●●-●●●」の●部分の番号です。
- 番号はグループ事務局に確認すること。配分変更の採択通知があった際は、変更後の採択通知の番号とすること。
- 看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとすること。
- 電子黒板を使用する場合は、信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するもの**であること。
- 写真を貼り付ける際は、縦・横の比率を変更せず、枠いっぱい大きくすること。
- 赤買契約による住宅は、敷地写真とは別に、着工直後の写真を完了実績報告時に提出していただきます。

「入力シート」へ入力した事業者番号・建築主名が反映されます。

採択日までは未着工(更地)であることを確認する様式となります。
 * 丁張り、表層改良、または未着工。
 * **根切り工事、柱状の地盤改良、基礎杭打ち工事**は**着工**となります。
 * 建替え等は、既存建築物等の取り壊し後、更地の状態で撮影して下さい。

使用する配分額の採択通知の番号※ 国住木 第 1 2 3 - 4 5 6 号



国土交通省よりグループ事務局へ発出された採択通知書(書面右上)に記載されている「採択通知の番号」を記入して下さい。「採択通知の番号」は、様式、工事看板・電子黒板にも記入が必須となります。

敷地写真は異なる場所(対角となる方向)から撮影し、様式に2カットを貼付して下さい。敷地周辺の建物等を写し込み、比較対象が可能な写真として下さい。
 * 縦・横の比率変更は不可とします。

信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア
 アプリ名 ○ ○ ○ ○ ○ バージョン 7.04.00

電子黒板を使用する場合はアプリ名とバージョンを記入してください。



工事看板・電子黒板への必須項目
 ①採択通知の番号
 ②建築主名(売買は売買+物件名)
 ③撮影日
 工事看板は記載内容が鮮明に確認できる大きさと撮影して下さい。

信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するデジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア
 アプリ名 ○ ○ ○ ○ ○ バージョン 7.04.00

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

電子黒板(看板)を使用するにあたっては「デジタル工事写真の信憑性確認(改ざん検知機能)」を有するアプリを必ず使用し撮影を行って下さい。

事業者番号 0999 B 01234 長久 住雄、長久 暮子

「入力シート」へ入力した事業者番号・建築主名が反映されます。

対象住宅・建築物の概要・要件への適合確認

対象住宅の概要

建設地の番 地名地番	東京 都道府県 新宿区神楽坂15
契約書と表記が異なる理由	<input checked="" type="checkbox"/> 住居表示のため <input type="checkbox"/> 分筆前のため <input type="checkbox"/> その他()
構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造のみ <input type="checkbox"/> 混構造(木造+鉄筋コンクリート造、木造と鉄骨造等)
階数	地上 2階 地下 階
用途	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅のみ <input type="checkbox"/> 住宅(インナーガレージ付) <input type="checkbox"/> 住宅以外の用途との併用住宅
住宅部分の床面積	253 m ² (少数点以下切り捨て) ※インナーガレージや住宅以外の用途部分の面積を除く
確認申請手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 確認申請が必要な住宅 <input type="checkbox"/> 確認申請が不要な住宅

建設地の地名地番を記入してください。契約書の建設地と表記が異なる場合は、その理由を選択して下さい。

対象住宅の構造、階数、用途、床面積について項目により選択し、記入して下さい。

対象住宅の確認申請手続きの必要・不要を選択して下さい。必要の場合は実績報告時に検査済証の写しを提出して下さい。不要の場合は以下の何れか(写し)を実績時に提出して下さい。
①住宅瑕疵担保責任保険の保険証券又は保険付保証書
②建設住宅性能評価書
③不動産登記の現任事項証明書

要件への適合確認

対象住宅の長期優良住宅認定手続き状況を選択して下さい。
*認定書、変更認定書・工事完了報告書(注1)は完了実績報告時に提出。

1. 長期優良住宅の認定取得

長期優良住宅の認定手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 長期優良住宅の認定取得済み <input type="checkbox"/> 長期優良住宅の認定取得予定
建設工事費のうち長期優良住宅にするための掛かり増し費については、様式6のとおり	

2. 対象住宅に係わる住宅省エネルギー技術講習会終了者

講習会修了(予定)者の区分	<input type="checkbox"/> 設計者 <input checked="" type="checkbox"/> 施工管理者 <input type="checkbox"/> 大工技能者
---------------	---

3. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組みのうち、グループの共通ルールへの適用

「地域の産業・住文化・景観等への寄与」のうち次の対応方針については判定のとおりである。(適用申請書様式3-3より)

対象住宅は「地域材利用に関する共通ルール」の要件を満たしている。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
対象住宅は「地域材利用の1棟当たりの割合」の要件を満たしている。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
対象住宅は「標準的な地域材の使用部位」の要件を満たしている。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

※地域材の認証制度、供給事業者、材積は完了実績報告時に確認します。

省エネ講習会の修了者、または修了予定者が対象住宅に関わる区分を選択して下さい。区分が決まっていない場合は、関わる予定の区分を選択して下さい。

対象住宅について適用申請書様式3-3に記載されているグループの平成30年度対応方針a①②③が遵守されているか適否を選択して下さい。

4. 地域材加算(木造住宅への地域材利用)

<input type="checkbox"/> 加算無し		判定	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<input checked="" type="checkbox"/> 加算有り	→ 対象住宅の主要構造材(柱、梁、桁、土台)の材積の過半に「地域材」を使用している。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
建設工事費のうち地域材を利用するための掛かり増し費については、様式6のとおり			

※地域材の認証制度、供給事業者、材積は完了実績報告時に確認します。

地域材加算の加算有無を選択して下さい。有の場合は主要構造材の材積の過半に「地域材」が使用されているか適否を選択して下さい。

5. 三世帯同居加算(三世帯同居への対応)

<input type="checkbox"/> 加算無し		判定	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
<input checked="" type="checkbox"/> 加算有り	→ 対象住宅が三世帯同居対応対象住宅の要件を満たしている。	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
対象住宅に設置する調理室等※の数 調理室 2 浴室 1 便所 2 玄関 1			
建設工事費のうち三世帯同居対応住宅にするための掛かり増し費については、様式6のとおり			

※調理室等とは、調理室、浴室、便所、玄関をいう。

三世帯同居加算の加算有無を選択して下さい。有の場合は調理室、浴室、便所、玄関すべてに設置数を記入し適否を選択して下さい。対象住宅の平面図を提出して下さい。玄関を2箇所以上の場合は配置図も併せて提出して下さい。

6. 三世帯同居対応住宅に関する建築士による適合確認

対象住宅の三世帯同居対応住宅については、「5.三世帯同居への対応」のとおり要件に適合していることを証明します。

資格 二級 建築士 (○○県知事) 登録 第 987654 号 氏名 ◆田 ○○ (再印)

三世帯同居対応住宅の要件の確認を行った建築士の資格情報等の記入、捺印(個人名の印)をして下さい。適合確認を行った建築士の建築士免許を提出して下さい。

(注)この用紙

注1 長期優良住宅建築等計画の認定に基づく「工事完了報告書の副本の写し」の提出にあたっては、行政庁への提出義務があり、行政庁の受付印が無い場合においては建築士による長期優良住宅への工事内容確認書(任意書式)とその建築士の建築士免許証の写しを実績報告時に提出して下さい。また、「工事完了報告書の副本の写し」について行政庁への提出義務がない場合においても同様の書式を実績時に提出して下さい。

「入力シート」へ入力した事業者番号・建築主名が反映されます。

事業者番号 0999 | B | 01234 | 長久 住雄、長久 暮子

対象住宅・建築物の経費 **消費税抜きです。**

1. 契約の区分及び契約額 (消費税抜き)

<input checked="" type="checkbox"/> 請負契約による住宅	工事請負契約の契約額※	21,300,000 円
<input type="checkbox"/> 売買契約による住宅	契約額のうち 土地の代金 円	契約額のうち 建物の代金 円

※仕様変更や追加工事等、補助対象工事を含む変更工事請負契約の契約額も加算してください。

チェック (A)+(B) 21,300,000 円
上記金額と一致していることを確認！

2. 契約額のうち補助対象となる経費の内訳 (消費税抜き)

項目	工事費	備考
補助対象工事費	12,300,000 円	(A)
内訳		
主体工事費	11,000,000 円	
屋内電気設備工事費	700,000 円	
屋内ガス設備工事費	0 円	オール電化の為
屋内給排水設備工事費	600,000 円	

3. 契約額のうち補助対象とならない経費の内訳 (消費税抜き)

項目	工事費	備考
補助対象外工事費	9,000,000 円	(B)
1 太陽光発電設備工事費	1,500,000 円	
2 屋外付帯設備工事費	800,000 円	
3 昇降機設置工事費	円	
4 外構工事費 (屋外緑化を含む)	1,000,000 円	
5 解体工事費	1,500,000 円	
6 設計監理費	円	
7 調査費	円	
8 申請手数料	円	
9 建築主が分離して購入可能なもの	円	
10 高効率給湯設備	円	
11 浄化槽設備工事費	500,000 円	
12 ガレージ (別棟)	500,000 円	
13 住宅以外の用途 (インナーガレージ、店舗等) の工事費	円	
14 その他 (地盤改良工事)	1,200,000 円	
15 その他 (解体工事)	2,000,000 円	

4. 他の補助事業の補助金※

補助事業名 (〇〇県産材使用住宅助成事業)	150,000 円	(C)
-----------------------	-----------	-----

※原則、国庫金が含まれない補助事業と併用する場合 (工事が同時期で契約が別の場合を含む)

5. 補助額及び掛かり増し費

配分の区分	補助額	補助対象工事費から求める補助額の確認
長期優良住宅	100 万円 (D) (5万円単位)	補助対象工事費から求める補助額の確認 OK $\frac{(A)-(C)}{10000(\text{単位調整})} \times 1/10 = 121 \text{ 万円} \geq 100 \text{ 万円 (D)}$
<input checked="" type="checkbox"/> 地域材加算額	20 万円 (E) (10万円単位)	掛かり増し費の確認 補助額は建設工事費のうち長期優良住宅にするための掛かり増し費用の1/2以下である <input checked="" type="checkbox"/> はい 1/2以下となるよう <input type="checkbox"/> いいえ→ 補助額(D)を減額
<input checked="" type="checkbox"/> 三世代同居加算額	30 万円 (F) (10万円単位)	補助額は建設工事費のうち地域材を利用するための掛かり増し費用の1/2以下である <input checked="" type="checkbox"/> はい 1/2以下となるよう <input type="checkbox"/> いいえ→ 補助額(E)を減額
交付申請額	150 万円	補助額は建設工事費のうち三世代同居対応住宅にするための掛かり増し費用の1/2以下である <input checked="" type="checkbox"/> はい 1/2以下となるよう <input type="checkbox"/> いいえ→ 補助額(F)を減額

→様式2の「3. 交付申請額」欄に記載してください。

長期優良住宅 補助額(D)を選択して下さい。
①制限枠50~110万円 ②制限無枠50~100万円 (両枠とも5万円単位)
加算適用の場合は、該当する配分の区分欄のチェックをした後、加算額を選択して下さい。
地域材加算(E) 10・20万円 三世代同居加算(F) 10・20・30万円
(チェックは様式5とも連動しています)

請負・売買の契約形態を選択し、請負契約額(税抜き)を記入してください。
*選択しない方はグレー表示となります。
売買の場合は予定販売価格を土地と建物に分けて記入して下さい。

補助対象工事費・補助対象外工事費の記入後、合計(A+B)が表示されます。
契約額と一致している事を確認して下さい。

マニュアル第1章「2.5補助となる経費」表2を参照し補助対象工事費内訳(税抜き)の記入を行って下さい。
自動計算により計(A)が表示されます。

マニュアル第1章「2.5補助となる経費」表2-2を参照し補助対象外工事費内訳(税抜き)の記入を行って下さい。
自動計算により計(B)が表示されます。

高効率給湯器を設置する場合、別途補助を受ける場合は、補助対象外工事に金額を記入。補助を受けない場合は、金額は未記入して下さい。

対象住宅において国の補助金が含まれていない補助制度を活用した場合は、その補助額(C)を記入して下さい。

補助額が長期優良住宅とすることによる建設工事費の1/10以内の額であることの確認。
補助対象工事費(A-C)に1/10を乗じた額に補助額(D)が下回ればOKが表示されます。

補助額が長期優良住宅とすることによる掛増し費用相当額が1/2以内であるかを
確認しチェックをして下さい。

補助額が地域材過半使用と三世代同居対応住宅とすることによる掛増し費用相当額が1/2以内であるかを
確認しチェックをして下さい。
*様式5にて加算無印の場合はグレー帯のままで記入はできません。